

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休む日
がと日
の翌
当
そ)

目 次

◇規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課)

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則(〃)

鳥取県出納室設置規則の一部を改正する規則(会計課)

鳥取県会計規則の一部を改正する規則(〃)

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則(〃)

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十九号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を
次のように改正する。

目次中「**肢体不自由者更生施設**」を「**肢体不自由者更生施設**」に、「**肢
体不自由児施設**」を「**肢体不自由児施設**」に、「第十四款 婦人保護施設
(第七十条・第七十一条)」を「第十四款 削除(第七十条・第七十一
条)」に、

「第一款の二 用地事務所(第一百五十六条の二・第一百五十六条
の三)」に、
第一款の三 駐車場(第一百五十六条の四・第一百五十六条の五)

を「第一款の二及び第一款の三 削除(第一百五十六条の二・第百
五十六条の五)」に改める。

第六条第一項の表総務部の項中

総務管財課

総務室・外事室・管理係
機械係・電気係

・財産係

を

総務管財課

総務室・管理係・財産係・機械係
電気係

に

改め、同表企画部の項中

企画課

総務室・企画員・県民会館等建設
備室

準

を

企画課

総務室・政策企画室・国際交流室
企画員

に、「交

通対策課」を「交通・土地対策課」に改め、同表衛生環境部の項中

健

康対策課

衛生統計係・老人保健係・母子保健
係・特定医療係・予防係・精神衛生
係・健康増進係

を

健康対策課

衛生
係

統計係・老人保健係・母子保健
特定医療係・予防係・精神保健
健康増進係

に改め、同表商工労働部の項中

商工指

導課

総務室・金融団体係・指導係・商業
近代化係・企業診断室

を

商工指導課

総務室・
経営指導

振興係・団体係・金融係・

に改め、同表農林水産部の項中

耕地課

管理係・企画係・調査係・水利防災
係・開発係

を

耕地課

管理係・国営
水利防災係

事業対策室・調査係・
開発係

に改め、同表土木部の項中

営繕課

営繕
係

第一係・営繕第二係・電気設備
機械設備係

を

営繕課

営繕第一係・営繕第二
係・機械設備係・県民

係・電気設備
会館等建設室

に改め、同条第二項中「公聴係を」の下に「企画部企画

課国際交流室に旅券係を」を加える。

第九条総務管財課の項中第六号から第十号までを削り、第十一号を第六
号とし、第十二号を第七号とし、第十三号を第八号とする。

第九条の二企画課の項第一号から第九号までを次のように改める。

一 県政に係る重要施策の企画及び総合調整に関すること。

二 総合計画の策定及び促進に関すること。

三 新産業都市建設の促進、地方中核都市の整備、発電用施設周辺地域
の整備、山村及び過疎地域の振興、豪雪地帯対策、水資源対策その他
地域開発に係る総合的な計画の策定及び調整に関すること。

四 民間企業の開発事業に係る指導及び連絡調整に関すること。

五 知事会議及び地方行政連絡会議に関すること。

六 国際交流の推進に関すること。

七 旅券の発給に関すること。

八 外国人の登録及び協定永住に関すること。

九 海外移住に関すること。

第九条の二交通対策課の項中「交通対策課」を「交通・土地対策課」に
改め、同項第五号中「交通対策」を「交通対策及び土地対策」に改め、同
項中同号を第十一号とし、第四号を第十号とし、第三号の次に次の六号を
加える。

四 交通政策に係る調査及び連絡調整に関すること。

五 総合的な土地利用計画の策定に関すること。

六 土地利用規制対策に関すること。

七 地価公示及び地価調査に関すること。

八 不動産鑑定業に関すること。

九 土地開発基金に関すること。

第十条社会課の項第二十四号中「肢体不自由者更生施設」を「肢体不自
由者更生施設」に改め、「婦人保護施設」を削り、同条児童家庭課の項
第六号中「盲聾啞児施設、肢体不自由児施設」を「盲ろうあ児施設、肢体
不自由児施設」に改める。

第十条の二健康対策課の項第十四号中「精神衛生」を「精神保健」に改
め、同項第十七号中「及びその他の疾病」を「その他の疾病の」に改める。

第十一条商工指導課の項中第十号を第十三号とし、第五号から第九号ま
でを三号ずつ繰り下げ、同項第四号中「商工金融」を「中小企業高度化資

金、中小企業近代化資金その他の商工金融」に改め、同項中同号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 小売商業、割賦販売及び大規模小売店舗に関すること。

第十一号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 工業技術の振興に関すること。

第十一号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

一 商工施策の企画及び総合調整に関すること。

第十三号道路課の項第六号を削る。

第十八条の表中

鳥取県国土利用計画地方審議会	国土利用計画法(昭和四十九年)による同法によりその権限に関する事務
鳥取県土地利用審査会	国土利用計画法第三十九条第1項に規定する事項の処理に関する事務
鳥取県交通安全対策会議	交通安全対策基本法(昭和四十九年)による交通安全計画の作成及びその実施の推進並びに交通安全に関する総合的な施策の企画に関する事務

年法律第九十二号)第三十八条第二項の規定に属せられた事項の調査審議並びに国土の土地利用に關し重要な事項の調査審議に關する事務

二項の規定による同法によりその権限に屬する事務

十五年法律第百十号)第十六条第二項の規定に屬せられた事項の調査審議並びに交通安全の推進並びに陸上交通の安全に關する事務

交通対策課

を

鳥取県交
議

鳥取県
方審議
會

鳥取県
土

通
安
全
對
策
會

交通安全対策基本法(昭和四十九年法律第百十号)第十六条第二項に規定する事項の調査審議並びに交通安全に関する総合的な施策の企画に関する事務

土
利
用
計
画
地

国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第三十八条第二項に規定する事項の調査審議並びに国土の土地利用に關し重要な事項の調査審議に關する事務

地
利
用
審
査
會

国土利用計画法第三十九条第二項の規定による同法によりその権限に屬せられた事項の処理に関する事務

表鳥取県米子土木事務所の項中

工務第一課	改良第一係・改良第二係・舗装係・都市計画係
工務第二課	河港係・砂防係

を

工務第一課	改良第一係・改良第二係・舗装係・都市計画係
工務第二課	河川第一係・河川第二係・砂防係

に改める。

第四章第六節第一款の二及び第一款の三を次のように改める。

第一款の二及び第一款の三 削除

第一百五十六条の二から第一百五十六条の五まで 削除

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

(現業職員の給与に関する規則の一部改正)

2 現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二中「収容者」を「入所者」に、「整肢学園」を「皆生小

児療育センター」に改め、同表婦人寮の項を削る。

(鳥取県自動車事故損害賠償審査会規則の一部改正)

3 鳥取県自動車事故損害賠償審査会規則(昭和四十三年二月鳥取県規則

第十号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「交通対策課長」を「交通・土地対策課長」に、「監

察官(監察官が二人以上あるときは、首席の監察官)」を「監察官室長」

に改める。

に改める。

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十号

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

第一条 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三総務管財課の項課長専決事項の欄中第十一号から第十七号までを削り、第十八号を第十一号とする。

別表第三広報文書課の項部長専決事項の欄第十一号中「鳥取県文書編さん保存規程」を「鳥取県文書の整理、保管及び保存に関する規程」に改め、同項課長専決事項の欄第十号中「鳥取県文書編さん保存規程」を

「鳥取県文書の整理、保管及び保存に関する規程」に改め、同号(中)「又は他の官公署、個人等からの文書の閲覧若しくは謄本の請求に対する承認」を削る。

別表第三人事課の項部長専決事項の欄第十二号中「地方機関等決裁規則」を「鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規

則)」を「鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規

則第五十八号。以下「地方機関等決裁規則」という。」に改める。
別表第三税務課の項課長専決事項の欄第一号中(三)を(四)とし、(一)の次に次のように加える。

(一) 第六十五条の二第一項の規定による控除等をした利子割額に相当する金額のうち他の道府県が課した利子割額に相当する金額の当該他の道府県に対する請求

(三) 第六十五条の二第三項の規定による参考となるべき資料の閲覧及び提供の請求

別表第三地方課の項部長専決事項の欄第四号の二中「第三十七条第一項」を「第三十一条第二項」に改め、同項課長専決事項の欄第二号(三)中「第十八条の四」を「第十八条の六」に改め、同欄第三号の二中「第三十六条」を「第三十七条」に改める。

別表第三消防防災課の項課長専決事項の欄第十号(三)中「第二十六条第三項」を「第二十六条第四項」に改める。

別表第三企画課の項を次のように改める。

企画課

一 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの（地方機関等決裁規則別表第二中部県税事務所長の項第一号の規定により中部県税事務所に委任された事務及び同表西部県税事務所長の項第一号の規定により西部県税事務所に委任された事務を除く。）

(一) 第三条第一項の規定による一般旅券の発給の申請の受理及び当該申請に係る書類の外務大臣への提出

(二) 第六条第一項（第八条第三項、第九条第三項、第十三条第三項及び第十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定による一般旅券の交付

(三) 第八条第一項の規定による一般旅券の渡航先の追加の申請の受理及び当該申請に係る書類の外務大臣への提出

(四) 第九条第一項の規定による一般旅券の記載事項の訂正の申請の受理及び当該申請に係る書類の外務大臣への提出

(五) 第十条第一項の規定による一般旅券の再発給の申請の受理及び当該申請に係る書類の外務大臣への提出

(六) 第十二条第一項又は第二項の規定による一般旅券の合冊又は査証欄の増補の申請の受理

(七) 第十七条の規定による一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理

(八) 第十九条第四項及び第五項の規定による一般旅券の

- 二 返納の受理及び還付
 - 一 一般旅券についての事務の委任に関する政令（昭和四十五年政令第二百八十二号）の規定により知事の権限に属するものとされた旅券法に基づく事務
- 三 外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）に基づく知事の権限に属する事務
- 四 外国人登録法施行規則（昭和三十一年法務省令第三十五号）に基づく知事の権限に属する事務
- 五 外国人指紋押捺規則（昭和三十年法務省令第四十六号）第五条第二項の規定による指紋を押すべき時期の特例についての承認
- 六 日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法（昭和四十年法律第四百十六号）に基づく知事の権限に属する事務
- 七 防衛庁設置法第四十四条の規定に基づき防衛施設庁長官の権限の一部を都道府県知事に委任する政令（昭和三十七年政令第四百十三号）の規定により知事の権限に属するものとされた駐留軍等労務者に

対する証明書の発行

別表第三企画課の項の次に次のように加える。

- 交通・土地対策
- 一 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第七条第五項（第八項において準用する場合を含む。）の規定による県計画の報告及びその要旨の公表
 - (二) 第八条第六項（第七項において準用する場合を含む。）の規定による土地利用基本計画についての助言又は勧告
 - (三) 第九条第十三項（第十四項において準用する場合を含む。）の規定による土地利用基本計画の要旨の公表
 - (四) 第十二条第三項の規定による規制区域の指定の公告
 - (五) 第十二条第五項（第十四項及び第十五項において準用する場合を含む。）の規定による規制区域の指定の報告等
 - (六) 第十二条第八項の規定による確認を受けられなかつた旨の公告等
 - 一 国土利用計画法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第二十四条第三項の規定による土地売買等の契約の締結等の中止等の勧告を示さない旨の通知
 - (二) 第二十五条（第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告の要求
 - (三) 第三十条（附則第二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による遊休土地の利用の促進に関する助言
 - (四) 第四十一条第一項の規定による立入検査等
 - (五) 第四十三条の規定による書類の閲覧等の要求
 - 二 国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）第四条の規定による規制区域の公告に係る事項の通知
 - 三 国土利用計画法施行規則第二十一条第四項の規定による予定対価の額に係る確認の決

- (ト) 第十二条第十項の規定による地価の動向等に関する調査の実施
- (ニ) 第十二条第十二項(第十五項において準用する場合を含む。)の規定による規制区域の指定の解除の公告
- (ホ) 第十四条第一項の規定による土地に関する権利の移転等の許可
- (ヘ) 第十六条第二項の規定による土地利用審査会の意見の聴取
- (ニ) 第十八条の規定による土地に関する権利の移転等についての国等との協議
- (イ) 第十九条第二項の規定による土地に関する権利の買取り
- (ロ) 第二十四条第一項の規定による土地売買等の契約の締結の中止等の勧告
- (ハ) 第二十六条の規定による勧告に従わない旨等の公表
- (ニ) 第二十八条第一項の規定による遊休土地である旨の通知
- (イ) 第三十一条第一項(附則第二条第五項において準用する場合を含む。)の規定による遊休土地に係る計画の変更等の勧告
- (ロ) 第三十二条第一項の規定

- 定及びその旨の通知
- 四 不動産の鑑定評価に関する法律に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第二十四条の規定による不動産鑑定業者の登録又は更新の登録
 - (二) 第二十六条の規定による不動産鑑定業者の登録換え
 - (三) 第二十七条の規定による不動産鑑定業者の変更の登録
 - (イ) 第四十三条第一項の規定による不動産鑑定業者についての聴取の実施又は参考人の意見の聴取
 - (ロ) 第四十四条の規定による監督処分公告

- による遊休土地の買取りの協議を行う地方公共団体等の決定等
- (イ) 附則第二条第一項の規定による遊休土地である旨の通知
- 二 国土利用計画法施行規則(昭和四十九年総理府令第七十二号)第二十一条第一項の規定による予定対価の額に係る不確認の決定及びその旨の通知並びに期限の延長の決定
- 三 租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第十九条第十項及び第三十八条の四第十二項の規定による宅地の譲渡の認定
 - (ロ) 第十九条第十一項第四号及び第三十八条の四第十三項第四号の規定による譲渡予定価額についての意見の決定
- 四 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第五十二号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第二十五条の規定による不動産鑑定業者の登録の拒否
 - (ロ) 第三十条の規定による不

<p>動産鑑定業者の登録の削除</p> <p>(三) 第四十一条の規定による不動産鑑定業者の法令等の違反等の場合における業務の停止の命令又は登録の削除</p> <p>四 第四十五条第一項の規定による不動産鑑定業者に対する報告の要求又は事務所等への立入検査</p> <p>(四) 第四十六条の規定による不動産鑑定業者に対する助言又は勧告</p> <p>(六) 第五十三条の規定による不動産鑑定士等の団体に對する報告の要求又は助言若しくは勧告</p>	
---	--

別表第三統計課の項課長専決事項の欄中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

別表第三社会課の項部長専決事項の欄第十三号中(三)とし、(七)から(二)までを四ずつ繰り下げ、(六)の次に次のように加える。

- (七) 第十一条の四第三項の規定による不当な取引方法の調査に係る資料の提出がない旨等の公表
- (八) 第十一条の五第一項の規定による不当な取引方法の改善等の勧告
- (九) 第十一条の五第二項の規定による不当な取引方法の改善等の勧告に基づいて講じた措置等についての報告の要求
- (四) 第十一条の五第三項の規定による不当な取引方法の改善等の勸告

告に従わない旨の公表

別表第三社会課の項課長専決事項の欄第五十七号中(六)を(七)とし、(三)から(四)までを一つ繰り下げ、(二)の次に次のように加える。

- (三) 第十一条の六第一項及び第二項の規定による不当な取引方法の未然防止に係る調査又は指導及び当該調査又は指導に必要な資料の提出等の要求

別表第三国民年金課の項課長専決事項の欄第一号中「もの。」を「もの(この号の(二)から(六)までに掲げるものについては、地方機関等決裁規則別表第三社会保険事務所長の項第十一号の規定により社会保険事務所長に委任された事務を除く。)」に改め、同号ただし書を削り、同号(一)中「第八十三条」を「国民年金法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)第一条の規定による改正前の国民年金法(以下「旧法」という。)」に、「老齡福祉年金等」を「老齡福祉年金」に改め、同号(四)中「又は障害年金」を「又は障害基礎年金」に改め、同号(六)中「被用者年金各法に定める組合その他」を「共済組合その他の給付に係る制度の」に改める。

別表第三国民年金課の項課長専決事項の欄中「知事が行なう」を「知事の権限に属する」に、「もの。」を「もの(地方機関等決裁規則別表第三社会保険事務所長の項第十二号の規定により社会保険事務所長に委任された事務を除く。)」に改め、同号ただし書を削り、同号(二)中「診査」の下に「及び額の改定」を加え、同号(三)を次のように改める。

- (三) 遺族基礎年金の額の改定
- 別表第三国民年金課の項課長専決事項の欄第三号に次のように加える。

(四) 障害基礎年金及び遺族基礎年金の給付に関する証書の作成
(五) 旧法第十六条の規定による給付を受ける権利の裁定

(六) 旧法第三十四条の規定による障害の程度の診査及び旧法による障害年金の額の改定

(七) 旧法による福祉年金に関する証書の作成

別表第三衛生課の項部長専決事項の欄第四号中(一)を削り、(二)を(一)とし、(三)を(二)とし、同項課長専決事項の欄第六号中(四)を(三)とし、(五)から(四)までを一つ繰り下げ、(四)の次に次のように加える。

(四) 第二十九条の規定による麻薬の廃棄の許可

別表第三医務課の項部長専決事項の欄第一号中「第六十四条」を「第六十四条第二項」に改め、「又は一部」の停止の命令を「若しくは一部」の停止の命令又は役員了解任の勧告に改め、同号中(三)を(四)とし、(二)を(三)とし、(四)の前に次のように加える。

(三) 第六十四条第一項の規定による医療法人に対する必要な措置をとるべき旨の命令

別表第三医務課の項部長専決事項の欄第一号中(三)を(二)とし、(六)から(五)までを一つ繰り下げ、(五)の次に次のように加える。

(六) 第三十条の七の規定による病院の開設等に関する勧告

別表第三医務課の項部長専決事項の欄第十四号の次に次の一号を加える。

十五 もの
老人保健法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げる

(一) 第四十六条の六の規定による老人保健施設の開設の許可又は収容定員等の変更の許可

(二) 第四十六条の七の規定による老人保健施設を管理する医師の承認又は医師以外の者に管理させることの承認

(三) 第四十六条の十五の規定による老人保健施設の開設の許可の取消し

(四) 第四十六条の十六において準用する医療法第三十条の規定による第四十六条の十五に規定する処分を受ける者に対する弁明の機會の供与

別表第三医務課の項課長専決事項の欄第一号中(四)を(三)とし、(五)を(四)とし、(六)の次に次のように加える。

(四) 第四十六条の二第一項ただし書の規定による医療法人の理事を一人又は二人とすることの認可

(五) 第四十六条の三第一項ただし書の規定による医療法人の理事長を医師又は歯科医師でない理事のうちから選出することの認可

(六) 第四十七条第一項ただし書の規定による病院等の管理者の一部を医療法人の理事に加えないことの認可

(七) 第六十三条第一項の規定による医療法人に対する報告の要求又は事務所への立入り及び業務の状況等の検査の実施

別表第三医務課の項課長専決事項の欄第十六号の次に次の一号を加える。

十七 もの
老人保健法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げる

(一) 第四十六条の九第一項第三号の規定による老人保健施設に関して広告する事項の許可

(二) 第四十六条の十一第一項の規定による老人保健施設の開設者等

に対する報告等の命令若しくは出頭の要求又は老人保健施設への立入り及び設備等の検査の実施

(三) 第四十六条の十二の規定による老人保健施設の開設者に対する

老人保健施設の使用の制限等の命令

(四) 第四十六条の十三の規定による老人保健施設の管理者の変更の

命令

(五) 第四十六条の十四の規定による老人保健施設の開設者に対する

業務運営の改善又は業務の停止の命令

(六) 第四十六条の十六において準用する医療法第三十条の規定によ

る第四十六条の十二、第四十六条の十三又は第四十六条の十四に

規定する処分を受ける者に対する弁明の機会の供与

別表第三商工指導課の項部長専決事項の欄第八号の二を次のように改める。

八の二 鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則（昭和六十三年三月鳥

取県規則第三十一号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に

掲げるもの

(一) 第七条の規定による貸付けの決定及びその旨の通知

(二) 第八条の規定による貸付決定の取消し又は貸付決定の内容の変

更

(三) 第九条第二項の規定による貸付金の交付

(四) 第十一条第三項の規定による新たな連帯保証人等の承認

(五) 第十二条ただし書の規定による貸付対象事業の完了の期限の延

期の承認

(六) 第十三条第二項の規定による完了検査の実施

(七) 第十五条の規定による貸付条件の変更

(八) 第十六条の規定による償還期間の満了前における貸付金の一時

償還の請求

(九) 第十七条の規定による違約金の徴収及び違約金支払の請求

(一〇) 第十八条の規定による合併、法人化等による組織変更等の承認

別表第三商工指導課の項部長専決事項の欄第十八号の次に次の一号を加える。

十九 割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）第十五

条第二項の規定により知事の権限に属するものとされた割賦販売法

（昭和三十六年法律第百五十九号）第四十四条の規定による営業所

等への立入検査

別表第三商工指導課の項課長専決事項の欄第六号の二を次のように改める。

六の二 鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則第二十条第二項の規定

による貸付対象事業についての報告の要求、検査又は必要な指示

別表第三商工指導課の項課長専決事項の欄第十五号の次に次の一号

を加える。

十六 割賦販売法施行令第十五条第二項の規定により知事の権限に属

するものとされた割賦販売法第四十三条の規定による営業に関する

報告の徴収

別表第三農林水産部共通の項課長専決事項の欄中第五号の次に次の一号を加える。

六 農林漁業金融公庫融資調査委嘱規則第二条第三項の規定による農

林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）附則第二十

三項、別表第一及び別表第二に規定する資金に係る貸付対象事業調書等の農林漁業金融公庫への提出（地方機関等決裁規則別表第二地方農林振興局長の項第五号の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。）

別表第三農政課の項部長専決事項の欄第二号を削り、同欄第一号の号名を削る。

別表第三農地経済課の項部長専決事項の欄第一号の四(四)中「農作物共済地域掛金率」を「農作物危険段階基準共済掛金率」に改め、同号中(四)を(四)とし、(三)から(三)までを五ずつ繰り下げ、(四)の前に次のように加える。

(四) 第一百二十条の十五第六項の規定による組合等の畑作物危険段階基準共済掛金率の認可

(四) 第一百二十条の二十三第三項の規定による組合等の危険段階共済掛金標準率甲の認可

別表第三農地経済課の項部長専決事項の欄第一号の四(四)を(三)とし、(四)を(四)とし、(三)の前に次のように加える。

(三) 第一百二十条の七第七項の規定による組合等の収穫危険段階基準共済掛金率の認可

別表第三農地経済課の項部長専決事項の欄第一号の四(四)中「第一百二十条の七第三項」を「第一百二十条の七第四項」に改め、同号中(四)を(三)とし、(四)を(四)とし、(三)の次に次のように加える。

(四) 第一百八条第五項の規定による組合等の蚕繭危険段階基準共済掛金率の認可

(四) 第一百五條第四項の規定による組合等の危険段階共済掛金標準率甲及び乙の認可

別表第三農地経済課の項部長専決事項の欄第十五号中「第四条」を「第二条」に改め、同欄第十六号を削り、第十七号を第十六号とする。

別表第三農地経済課の項部長専決事項の欄第三号中「第二十五条の三第四項」を「第二十三条の二第六項」に、「損害防止の処置のための費用等に使用する」を「共済事業に關し必要な費用の支払に充てる」に改め、同欄第六号中「収穫共済の基準収穫量及び樹体共済の共済価額の設定に關する準則（昭和四十八年農林水産省告示第二百一十一号）」を「収穫共済の標準収穫量及び樹体共済の共済価額の設定に關する準則（昭和五十六年農林水産省告示第四百四十一号）」に改め、同号(二)中「第八項前段又は第十項」を「第十二項前段又は第十四項」に改める。

別表第三農業改良課の項部長専決事項の欄第一号を次のように改める。

一 地力増進法（昭和五十九年法律第三十四号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四条第一項の規定による地力増進地域の指定

(二) 第五条の規定による地力増進地域についての対策調査の実施

(三) 第六条第一項の規定による地力増進対策指針の策定

(四) 第七条第二項の規定による地力増進地域の農業者等に対する地力増進対策指針に即した営農についての勧告

別表第三農業改良課の項部長専決事項の欄中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項課長専決事項の欄第一号を次のように改める。

一 地力増進法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第七条第一項の規定による地力増進地域の農業者等に対する地力増進を図るため必要な助言及び指導

(二) 第八条の規定による土壌の性質の改善状況についての調査の実施

(三) 第九条第一項の規定による農地の立入調査

別表第三農蚕園芸課の項部長専決事項の欄中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第三畜産課の項部長専決事項の欄第十二号を削る。

別表第三林務課の項部長専決事項の欄中第六号を削り、第七号を第六号とする。

別表第三造林課の項部長専決事項の欄第六号中(七)とし、(六)の次に次のように加える。

(七) 第九条の二第一項の規定による緊急伐倒駆除の実施の決定

(八) 第九条の二第三項の規定による緊急伐倒駆除を行う区域及び期間等の公表

(九) 第九条の二第四項において準用する第五条第四項の規定による

聴聞の実施及び不服の申出に対する決定

(四) 第九条の三前段の規定による樹種転換を促進すべき松林の選定及び公表

別表第三水産課の項部長専決事項の欄第十二号を削る。

別表第三漁港課の項部長専決事項の欄第二号を次のように改める。

二 漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十八条第四項第三号の規定による漁港管理会の委員の推薦

別表第三漁港課の項部長専決事項の欄第三号(二)中「第三十四条第一項」

を「第三十四条第二項」に、「認可」を「届出の受理」に改め、同号中(八)を(七)とし、(七)を(八)とし、(六)を(九)とし、(六)の前に次のように加える。

(四) 第三十九条第三項の規定による工作物の建設等の許可に係る案件の付加

別表第三漁港課の項部長専決事項の欄第三号中(四)とし、(四)を(五)とし、(三)を(四)とし、(二)の次に次のように加える。

(三) 第三十四条第三項の規定による漁港管理規程についての助言又は勧告

別表第三漁港課の項課長専決事項の欄中第六号の次に次の一号を加える。

六の二 漁港法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二十七条第四項の規定による漁港管理会を設置した旨の農林

水産大臣への届出

(二) 第三十四条第二項の規定による漁港管理規程の制定又は変更についての農林水産大臣への届出

別表第三漁港課の項課長専決事項の欄第七号(三)中「第三十六条第一項において準用する場合を含む。」を削り、同号中(七)を(八)とし、(六)を(七)とし、(五)の次に次のように加える。

(六) 第三十九条の三第四項の規定による採取又は占用の許可に係る

事項の漁業管理者の長への通知

別表第三漁港課の項課長専決事項の欄中第七号の次に次の一号を加える。

七の二 漁港法施行令第二十一条第二項の規定に基づく知事の権限に

属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二十四条の二の規定による事業完了の認定の農林水産大臣への報告

(二) 第三十四条第二項の規定による届出の受理の農林水産大臣への報告

(三) 第三十四条第三項の規定による助言又は勧告の農林水産大臣への報告

別表第三河川課の項課長専決事項の欄第一号中(ロ)から(ニ)までを削り、同欄第六号中(七)を削り、(八)を(ロ)とし、(九)を(ハ)とする。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改める。

別表第二中部県税事務所長の項を次のように改める。

中部県
税事務所
所長

一 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの(倉吉市及び東伯郡の区域に居住する者に係るものに限る。)

(一) 第三条第一項の規定による一般旅券の発給の申請の受理

(二) 第六条第一項(第八条第三項、第九条第三項、第十条第三項及び第十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定による一般旅券の交付

(三) 第八条第一項の規定による一般旅券の渡航先の追加の申請の受理

(四) 第九条第一項の規定による一般旅券の記載事項の訂正の申請の受理

(五) 第十条第一項の規定による一般旅券の再発給の申請の受理

(六) 第十二条第一項又は第二項の規定による一般旅券の合冊又は査証欄の増補の申請の受理

(四) 第十七条の規定による一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理

(五) 第十九条第四項及び第五項の規定による一般旅券の返納の受理及び還付

二 鳥取県宿舍管理規則(第十一条第一項を除く。)に基づく知事の権限に属する事務のうち職員住宅(倉吉市に所在する職員住宅に限る。)に係るもの

別表第二社会福祉事務所長の項中第六号の次に次の一号を加える。

六の二 鳥取県老人福祉法施行細則(昭和六十三年四月鳥取県規則第号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十条第二項の規定による被措置者の措置の変更等の届出の受理

(二) 第十二条の規定による遺留金品に関する届出の受理

別表第二婦人相談所長の項(三)を削る。

別表第二消費生活センター所長の項第一号を次のように改める。

一 消費生活の安定及び向上に関する条例(昭和五十五年三月鳥取県条例第五号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十一条の四第一項及び第二項の規定による不当な取引方法等の調査及び当該調査に必要な資料の提出等の要求

(二) 第十三条の規定による消費者からの苦情の処理

別表第二地方農林振興局長の項第五号中「第三条」を「第二条」に改め、同号(一)、(二)及び(四)中「工事進捗状況調査」を削り、同号(四)中「(四)の二」を「(四)の二」に改め、同号(六)及び(七)中「工事進捗状況調査」を削り、同号(八)中「別表第二第五号」を「別表第二第四号」に改め、同項

第六号中「農地等取得資金および未墾地取得資金融通取扱要綱」を「農地等取得資金融通取扱要綱」に改め、同項第二十五号中(三)とし、(七)を(二)とし、(六)の次に次のように加える。

- (七) 第九条の二第一項の規定による緊急伐倒駆除の実施
- (八) 第九条の二第五項の規定による松林所有者に対する通知
- (九) 第九条の二第六項の規定による通知の内容の公告
- (三) 第九条の三後段の規定による松林所有者等に対する樹種転換の促進のための助言及び指導

別表第二農業試験場長の項第一号を削り、同項第二号の号名を削る。
別表第二土木事務所長の項第二十二号(一)ロ中「第三十四条第十号ロに該当する開発行為以外の」を「第三十四条第九号に該当する」に改め、同項第二十五号に次のように加える。

- (二) 第七十八条第一項の規定による許可を受けた者等からの報告の徴収又は許可に係る工事その他の行為に係る場所等への立入検査
- (三) 第八十九条第一項の規定による河川の調査等のための土地の立入り又は土地の一時使用
- (四) 第八十九条第二項の規定による土地の立入りについての土地の占有者に対する通知
- (五) 第八十九条第六項の規定による土地の一時使用についての土地の占有者等からの意見の聴取
- 別表第二土木事務所長の項第二十九号に次のように加える。
- (六) 第二十条第一項の規定による海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対する報告若しくは資料の提出の要求又は海岸保全施設への立入検査

別表第三社会保険事務所長の項第十一号中「老齢福祉年金、障害福祉年金、母子福祉年金及び準母子福祉年金に係るものを除く。」を「国民年金法第三十条の四第一項に該当する者又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。)附則第二十五条の規定により国民年金法第三十条の四第一項に該当するとみなされる者に係る障害基礎年金、昭和六十年改正法附則第二十八条の規定により国民年金法第三十七条に該当するとみなされる者に係る遺族基礎年金及び昭和六十年改正法附則第三十二条の規定によりなお従前の例によることとされる昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法(以下「旧法」という。)の規定による老齢福祉年金に係るものを除く。」に改め、同号(二)中「第十二条第三項」を「第十二条第五項」に改め、「事項」の下に「の報告の受理」を加え、同号(二)中「障害年金」を「障害基礎年金」に改め、同号(三)中「被用者等年金各法に定める組合その他の」を「共済組合その他の給付に係る制度の」に改め、同項第十二号中「知事が行なう」を「知事の権限に属する」に、「(老齢福祉年金、障害福祉年金、母子福祉年金及び準母子福祉年金に係るものを除く。)」を「(国民年金法第三十条の四第一項に該当する者又は昭和六十年改正法附則第二十五条の規定により国民年金法第三十条の四第一項に該当するとみなされる者に係る障害基礎年金、昭和六十年改正法附則第二十八条の規定により国民年金法第三十七条に該当するとみなされる者に係る遺族基礎年金及び昭和六十年改正法附則第三十二条の規定によりなお従前の例によることとされる旧法の規定による老齢福祉年金に係るものを除く。)」に改め、同号(一)から(四)までを次のように改める。

(一) 第十六条に規定する給付を受ける権利の裁定の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査

(二) 第十六条に規定する給付を受ける権利の裁定

(三) 第三十四条に規定する障害の程度の診査及び額の改定

(四) 障害基礎年金の額の改定の請求の受理

別表第三社会保険事務所長の項第十二号に次のように加える。

(五) 遺族基礎年金の額の改定

(六) 第一百五条第三項及び第四項に規定する届出等の受理及びその届出に係る事実についての審査

(七) 年金の給付に関する証書の作成

(八) 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金及び附則第九条の

三の規定による老齢年金に関する証書の交付

(九) 旧法第十六条に規定する給付を受ける権利の裁定

(十) 旧法第三十四条に規定する障害の程度の診査及び旧法による障害年金の額の改定

(一) 国民年金に関する証書の作成(第十五条に規定する給付に関する証書の作成を除く。)

(二) 旧法による老齢年金(老齢福祉年金(老齢特別給付金を含む。))を除く。及び通算老齢年金に関する証書の交付

附 則

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

鳥取県出納室設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十一号

鳥取県出納室設置規則の一部を改正する規則

鳥取県出納室設置規則(昭和四十九年七月鳥取県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「出納室」を「出納局」に改める。

第二条中「出納室」を「出納局」に、「係」を「係等」に改め、同条の表中「給与管理係」の下に「・財務会計システム開発室」を加える。

第三条会計課の項第二号中への次にトとして次のように加える。

ト 財務会計オンラインシステムの開発に関すること。

第四条の見出し中「各係」を「室及び係」に改め、同条中「各係」を「室及び係」に、「出納室長」を「出納局長」に改める。

第五条第一項中「出納室」を「出納局」に、「及び係」を「、室及び係」に改め、同条第三項中「出納室長」を「出納局長」に改め、同条第四項中「出納室」を「出納局」に改める。

第六条中「出納室長」を「出納局長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

(鳥取県公報発行規則の一部改正)

2 鳥取県公報発行規則(昭和二十五年八月鳥取県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十条中「前条」を「前条」に、「受付けた」を「受け付けた」に、「期日毎に」を「期日ごと」に、「したがい」を「従い」に、「出納室」を「出納局」に改める。

(鳥取県物品事務取扱規則の一部改正)

3 鳥取県物品事務取扱規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

様式第二号、様式第四号、様式第五号、様式第二十二号、様式第二十四号、様式第二十六号、様式第二十八号、様式第三十二号から様式第三十四号まで、様式第三十六号から様式第四十一号まで、様式第四十四号、様式第四十五号、様式第四十七号、様式第四十九号及び様式第五十号中「主任室」を「主任室」に改める。

(鳥取県債権管理事務取扱規則の一部改正)

4 鳥取県債権管理事務取扱規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

様式第一号の備考の2及び様式第二号の備考の2中「主任室」を「主任室」に改める。

(鳥取県予算規則の一部改正)

5 鳥取県予算規則(昭和三十九年六月鳥取県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「出納室長」を「出納局長」に改める。

(部における会計事務手続の特例に関する規則の一部改正)

6 部における会計事務手続の特例に関する規則(昭和四十三年六月鳥取

県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

様式第十二号中「主任室」を「主任室」に改める。

(鳥取県出納室事務決裁規則の一部改正)

7 鳥取県出納室事務決裁規則(昭和四十九年七月鳥取県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「出納室」を「出納局」に改める。

第六条(見出しを含む。)中「出納室長」を「出納局長」に改める。

第七条(見出しを含む。)中「係長」を「室長及び係長」に改める。

第九条第一項の表中「出納室長」を「出納局長」に、「主務係長」を「室長又は主務係長」に、「係長」を「室長及び係長」に改める。

第十二条中「出納室」を「出納局」に改める。

別表第一一号中「出納室長」を「出納局長」に改める。

別表第三(表の部分を除く。)中「出納室長」を「出納局長」に改め、

同表の表中

出納室長専決事項

を

出納局長専決事項

に改め、

同表会計課の項出納室長専決事項の欄第四号中「係」を「室及び係」に改め、同欄第五号中「課」の下に「室」を、「課長」の下に「室長」を加える。

別表第四中「係長」を「室長及び係長」に改める。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十二号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号、第五条第一項及び第四項並びに第五条の二第一項及び第二項中「出納室」を「出納局」に改める。

別表第一の表中

鳥取県立整肢学園

を

鳥取県立皆生

小児療育センター

に、

鳥取県立白兔養護学校

事務長

を

鳥取県立白兔養護学校

事務長

鳥取県立倉吉養護学校

事務長

に改める。

様式第一号の備考の1及び様式第十四号の備考の1中「**正**」を「**正**」に改める。

「**正**」に改める。

様式第五十二号中「**正**」を「**正**」に改める。

附 則

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十三号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項及び第二項中「出納室長」を「出納局長」に改める。

別表第一第一号(13)中「第十条」を「第十条第一項及び第十一条第一項」に改める。

別表第一第一号(20)中「第五条第一項」の下に「及び第六条第一項」を加える。

別表第一第一号中(62)を次のように改める。

(62) 鳥取県立高等学校授業料等徴収条例(昭和六十三年三月鳥取県条例第四号)第二条の規定に基づく手数料(県立高等学校の入学料、県立幼稚園の入園料及び県立高等学校の入学選抜手数料に限る。)

別表第一第一号中(63)を削り、(64)を(63)とし、(65)から(64)までを一ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。